

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和2年11月10日(火) 午後1時35分～午後2時35分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当) 陪席：秘書課長

議題1：秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正することについて	
担当部課等	上下水道局営業課
説明者	上下水道局長、営業課長、課長代理(料金営業担当)、下水道施設課課長代理(下水道計画担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 第3負担区の分担金は、国の下水道財政研究委員会が示す負担割合(事業費の1/3～1/5)におおむね収まっており、据え置きとしているが、今後、物価変動等により整備事業費が上昇した場合、この割合を大幅に超えることになるのではないか。</p> <p>A. 負担金、分担金の額については、これまでも、整備事業費の一部負担であるので、物価上昇分を反映すべきとの議論はあった。しかし、基本的には国が示す負担割合を採用しているものの、過去の下水道審議会において、市の整備計画に基づく工事のタイミングにより負担額が異なるのは不公平である、との意見が強かったことから、今後も、この意見を尊重し、負担の公平性を重視していく。</p>
会議結果	原案了承

議題2：秦野市生涯現役促進地域連携事業について	
担当部課等	福祉部高齢介護課
説明者	福祉部長、高齢介護課長、高齢介護課担当課長

提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 本事業は、事業開始 4 年目以降、国と協議会との委託契約に基づく事業予算が終了するが、その後はどのように事業を継続するか。 A. 4 年目以降は、予算規模は縮小するが、本事業委託は継続する。介護保険特別会計の生活支援体制整備事業との 2 本立てで事業規模を縮小せずに推進していく。</p> <p>意見. 協議会は、市が下支えしながらも地域全体で取り組み、自走できる組織、事業運営を目指してほしい。 Q. 協議会が行うマッチングとは何か。職業安定所やシルバー人材センターの業務との住み分けはどのようなか。 A. 協議会では、職業安定所が行うあっせんは行うことができない。労働説明会、相談会の開催など、どのような仕事がニーズとしてあるか示し、高年齢者が仕事したいと思えるようなきっかけづくりを中心に行う。また、請負業務を希望する場合は、シルバー人材センターへの登録を促すことになるが、それだけでは十分ではない。協議会の活動により、職域の拡大を図り、高年齢者の雇用拡大につなげていく。</p>
会議結果	原案了承

—以上—